

保育かながわ

第14号 昭和49年3月15日

発行所 横浜市神奈川区
横渡4-2

神奈川県社会福祉
協議会保育分科会

編集人 安部龍殿

発行 故内山岩太郎筆

物価戦争下の保育所

ないないづくし

トイレットペーパーがない、灯油がない、石油がない、洗剤がない。昨年の秋以来石油に端を発し「ないないづくし」でモノが消えていった。パニックが起ると、やがてモノが出廻る。しかもそこに高値で——これが狂乱の世相だ。

日本列島はまさに上から下まで右往左往。ご多聞に洩れずわが保育界についても、物不足と狂騰する物価に防衛がなされたが。

相づく危機の訴え

十一月の全国保母研究集会、十二月の全保協総会、社会福祉施設危機突破緊急全国大会、さらに「保育所の危機を訴える全国代表者集会」二月に入り、全国保育所長研修会において物価、物資対策を求める緊急決議がなされ早期対策の実現がよく要望された。

北海道代表は「零下の雪と氷の地方にとつて、暖房燃料は主食以上に貴重です。米がなくても代用食はあるが、石油なしでは死を意味します」と。大阪の園長は「本

年度中に給食費が多少上つたが材料費の値上りで、「焼け石に水」と。また東京の代表は、教材費の不足もはなはだしく、二倍から三倍に値上りした画用紙では、実質三分の一のものしか児童に与えられず、広告紙の裏紙を使い「キリンの首しか画けません」と叫んだ。

県、市も矢継ぎ早の指導

当面する緊急事態の改善に向けて猛運動を展開した結果、国の相次ぐ政策、指導に前後して県、市も矢継ぎ早に対策は打ち出された。例えば県における「LPG業者の緊急流通対策委」の発足等、横浜市においても県内革新四市長の「政府に対する国民の不安除去要求アピール」公表等指導は着々なされているものの、限度を超える「狂騰」ぶりであった。

戦いすんで

いまだこからともなく、はい出した洗剤やペーパー、砂糖が店頭に並んでいるのを見ると

「何のためにあわてふためいたのか」便乗上げに狂奔した一部メーカー、卸小売店への憎しみが残る。「目先きのことに右

往左往しない。

どつしり腰を落ちつけ冷静に物を見る目が養えた」と自己反省しなければならぬ。

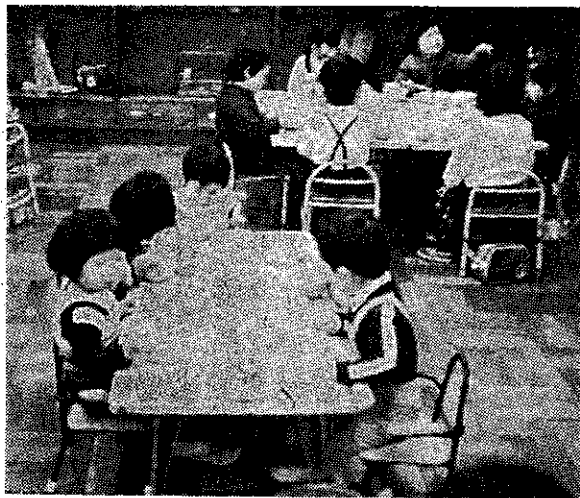
労働基準法問題について

労働基準法が施行されて二十六年を経過し、世間一般においては労働基準法遵守の意識も浸透しており、最近さらさら週休二日制、労働時間の短縮等についての関心もたかまつて来て、一般企業主体において積極的にその実施にとりくみ、逐年労働条件の改善がはかられて来ているところである。

いうまでもなく労働基準法は、他人を一人でも使用していればその事業が工業的業種であろうと、社会福祉施設等の非工業的業種であろうと、業種の如何を問わず適用されます。

このようななかで、社会福祉施設における労働基準法遵守の実状をみてみると、必ずしも充分でないように思われます。

守られていないものの中には、法令が理解されていないことによつて生じているものもかなりみられるところであり、労働基準法は労働法で定める労働条件の基準を下廻ることの出来ない最低のものであり、私達も職場で働く人達の労働条件改善がなされるよう努力しなければならぬ。



障害児保育特集 (三)

私は保育園長になつてやつと三年のかけ出しである。その上社会経験も未熟な為、経験からくる信念等というものはちあわせていない。しかし経験未熟からくる意見は何かとりえがあるような気がしてきたし、諸先輩から御教示願うには恰好の場所と勝手に解釈し、普通考えている事をおもいつくまま書いてみた。あえていうならば雑文調の問題提起であるので御批判御指導を願うものである。

かつて私は児童相談所に勤めていた。そこは役所の機関であるがいわゆる役所的でなく個別的具体的な問題をとり上げしかるべき方法をとつている行政にとつては実にかわつたところであつた。さてそこで私の担当したケースは全くさまざまな主訴を持つた子供達であつた。しかるにその問題の本質の帰するところは全て適応の問題であつた。社会全体への不適応幼稚園保育園等の人間関係の不調和等である。なかでもとりわけ軽度の心身障害児の不適応を取り扱う場合は大変多かつた。治療を継続し少なく共軌道にのつたと思われ子供を抱えて、この子を受け入れてくれる社会的資源を考慮す

る時、保育所か幼稚園であつた。しかしあまりにもその窓口は狭かつた。

心身障害児は早期発見、早期治療が心要である。そこで英才児から委託を受ける保育所の役割はそれを意識しようとしまいと大きな役割を果しているものと考えられる。一般に心身障害児の出現率は%といわれる。とすると百人定員の保育所に一人二人は入園している筈であり、かつ入園して

可能性のあることを示している。もつとも重度障害の場合は既にそれなりの措置が講ぜられている場合が多いが、乳児等その障害程度の軽いものは入園後発見される公算が大きく、そのまま継続されているか、あるいは手のかかる子供という解釈で通りすぎてしまふ事になる。

私は過去三年間にざつと教えて七人の障害児の季託を受けた。この中には承知して受託した子供もいるが、大部分は事後わかつたものである。Aは県身体障害者更生相談所で盲学校に入学させようとしたケース、Bはゆかり園へ措置されようとしたケース、Cは両親がろう話者の為言葉の発達がな

かつたケース、Dは自閉的、Eは中等度精薄児、Fは内臓障害ブラスアルファ、Gは情緒未熟児等が簡単なプロフィールである。お断わりしておきたい事は、私が障害児の典型を集め意識的な保育の試みを企てたわけではない。また彼等を受け入れるについて特別な設備や機能、障害児の専門教育を受けた保育者を得たわけでもない。にもかかわらず保育の不安をよそに彼等は事故なく元気に卒園していつたものである。何故か？こ

らあたりが保育所と障害児を結び鍵になりそうである。第一に集団にはそれが自然集団であるうと人為集団であるうと共通の目的を達成するためにルールが出来てくる、いわば集団の掟であり一旦加入すればボスを中心に互に助けあい適応過程を作り上げていく。このグループには保母も母親も立入る事は出来ないが障害児の受け入れにはこのグループのダイナミックスに助けられることが多いはずである。第二は全てのの子供に補償能力があつた。視力が弱ければカソンが秀れ、知的能力が弱れば大変器用であつた。無論保育者の努力がなかつたわけではない。運動会等行事を抱える時等実に苦勞の連続であつた。しかしこの子供達がそれぞれの役割に一生懸命取り組

保育所と幼稚園のははたす役割はおのずとちがうわけであるが、二十五年も前にくらべると保育所じたい福祉の中でも社会状況の変化で要求度がちがつてきた。社会が変わろうと役割がちがおうと幼稚園も保育園も幼児に変わらない。そして、われわれ保育所で働く保母は自分の仕事、保育所の良さを十分認識し自信をもつて保育に當つてこそ保育所保母としての専門職化への道が開けると思っています。

私の主張
保育者の心を大切にしよう
 保母 富米野知子

持つていなければならぬと思ひます。こうした心を持つよう努力し、保母の輪をひろげ、保育に當ることが心豊でどんなに楽しいことか、積る疲勞、仕事の苦しみを保育の中で晴してくれらることの多いことでしょう。幼児教育には保育の方法として、これとこれはいけませんという定義はありません。子供にとつて良いことなら、どんな方法でも、どんな素材でも良い教材となり、それを保育内容に組み入れることができると思ひます。幼稚園のように基礎からの伝統の

んだ過程と、その成果は見事でありつた。これこそ保育の真髄であり功少ない保育者の働らきがいにながるものと確信している。

さて障害児を受け入れる場合心配な点は事故の問題である。無論園での生活は園で責任を持ち降園後は家庭が責任を持つことを明確にしておいた。現場の保育者には事故を恐れて消極的保育をしてはならぬと言つてある。しかし全体の把握とすみやかにして適切な処置、危険物や危険な遊びの排除には万全を期した。万一死亡事故が発生した場合どう責任をとるか問われる事がある。しかし私は園で最善を尽せば必ず世論はわかつてくれるという信念を持つことしている。通常児のみの集団でもこうした危険は充分ある筈だし、むしろ障害児の方が要心深い場合すらある。従来事故例を分析して

も心身障害児に関連した事故は皆無に近いし、あえてそれに結びつけようとするのは詭弁であり世論を意識したものと私はこの問題を整理して考えることにした。さて本論にもどることにしよう。私は軽度の心身障害児が数名在園しても保育上マイナスは顕著でなかつたといつてきたが、それでは何人いたらマイナスになるかという事を考えてみた。だが保育

所の社会的使命と責任からただちにこれを実験する事は困難であるので実は困つていた。過去この問題を臨床的に研究したという報告はないので大変価値があるような気がした。さいわいにしてある自閉症研究所の実例の中にこの問題の鍵があつた。四人のノーマル児の小集団に一人の情緒障害児を入れた場合、その小集団に大きな変化は見られなかつた。しかしさらに一人の自閉症児を投入した時その小集団のチームは完全に崩壊し、一人が極端な個人主義に走つたというのである。一般に子供の成長は刺激に反応した結果生ずるものである。その小集団の許容範囲内の刺激はそれぞれにプラスの作用をしたが、その刺激が過度の場合にはノーマルな子供にも退行現象や逃避が見られたということになる。

個別化の原則は障害児保育に欠くことはできない。通常児ですら入園当初安定させるために個別の語りかけやスキンシップ等努力する。ましてや規格をはみだした独創的な彼等を集団に適応させるには関係療法が絶対条件である事は論ずる迄もない。非指示型の接触に徹底し受容をつみ重ね対象者に同一感を与えることである。この結果得たラポールから僅かづつ課

題と関係の輪を広げていく方法である。無論多忙な保育者に関係療法を常に期待する事は不可能に近いが、少なく共この原則を応用し子供の見方を育ててきた。しかしながら保育所の流は一斉保育による課題が大きな比重を占め、これを避けて通る事が出来ない。今仮に小集団にひとつの課題を設定したとしよう。この中に一人の障害児が入つていた場合他児がどのような動きを示すだろうか。ひとつの課題ではおそらく他児が全てを果たし、障害児の参加の機会を得られない。いわゆるカバリーの良さがあるが、カバリーされた子供は突にお客さんだつた。(A型)一方同じグループの一人一人に同じ課題を設定した場合は障害児も通常児と同様に参加したが、その結果はマチマチだつた。ここでは刺激を受け両者共成長が見られるが、成績が歴然とし、場合によつては他児に一笑に附される事にもなりかねない。(B型)それではグループの一人一人に別々の課題を設定してみてもどうだろうか。おそらくそれぞれが個性的、独創的なものを工夫し両者共参加できるが、それぞれに相関関係はない。しかも保育者に可成の負担がかかる筈である(C型)この三つの型はあくまでも原則であり、実際は

ない保育所では、同じ保育目標でも自分のやりたい保育にとり組めるところだと思ひます。何年経験があつても保育技術は磨き高めていかなければなりません。そこに保育者としての苦心と、苦心のあとの喜びがあると思ひます。同じ苦境にある保母集団の中で意外とバラバラなのはいつたひどうしてかしらと思ひうことが多ひのです。公、私の

これを組み合せているが、次のようなサイクルとして使ひわけてみるかどうか。A型からは子供達へ助け合ひの精神を培ひ、障害児に課題意識が芽生えたとB型に移行、そして競争意識が過度になるとC型で個性を生かす試みを企て、バラバラが目立つようになれば再びA型でまとめるという方式である。このサイクルは常に一定方向に循環し、逆回りはない。集団は時として所有する力以上のものを発揮しまつた力に加速がつくと思ひぬ課題をこなすことができる。このカジ取が保育者とすればABCサイクルがグループワークと言へる。サイクルは順調に回転しないとその集団は傷だらけになるだろう。しかし順調ならば通常児は障害児の独創的個性を発見し、この良さを認め尊敬

格差とか、市、町、村の行政格差との関連もからんで保育所職員心をせまくしているのではなひでしようか？保母が福祉を考へる時、自分の身の廻りしか目が届かず、広い福祉を考へる上でも大衆視野がせまくなりがちです。せめて豊かな心と感ひ合へる心をもつて福祉の仕事をしていふものと思ひます。宮城野保育園

神奈川県保育会各研究委員会

中間報告

神奈川県保育会では、昭和四十八年度事業として、幼保一元化問題、障害児保育問題、保育時間の問題以上三つの研究委員会を設け昭和四十八年十月より鋭意研究を重ねておるところであり、会員各位の参考になればと存じ、ここに中間報告を掲載する次第です。

幼保一元化

幼保一元化については、関係者の中で熱心に研究されていることは、保育にたずさわる者として深く感謝と敬意を表しておる次第であります。

神奈川県保育会の中に幼保一元化の研究委員会が設けられ、私もその一員として教回会合に参加し多くの意見を聞くことが出来た。主な意見を列挙すると、
一、時代に即応して、最低基準等を再検討して保育施設の多様化をすすめる、当然一部には幼稚園の保育園化、保育園の幼稚園

化と言った現象もおこり得る。行政主体を一元化する必要はなく、両者が緊密な連携をとるための施策を樹立する。

地域の実状を充分に配慮して施設の適正な配置をはかり、施設が一方しか存在しない地域等場合によっては特殊な事情のある場合は二枚看板も考え得る。

職員の資格については、同等の水準とし将来は同一の資格とする。

根本は児童の福祉と教育を国家的見地から考えることで、行政や施設のナワバリの問題ではない。

二、母親の就労と保育の関係を再検討、未就学児のうち二六％は入園を希望している、入所基準を改める必要がある。

緊急を要する保育問題として、産前産後の保育ニード、長時間保育のニード、零才児、産休あけ保育ニード等。

新しい保育ニードと公的保

育の範囲「保育に欠ける」という理念の考え方。

これらの問題から母親の意識を考慮して、保育所の機能は将来、育児センター的なものとなる必要があるのではないかと、幼稚園でいう教育的なものの上に乳児期からの人格形成、即ち子どもの心の成長を充分配慮すべきであると考える。

三、形のうえでの一元化、質的なもの一元化(教育面)、機能的な一元化。

四、保育者の質的一元化、特に保育園の場合は園長の質的向上が必要である。

その他、一元化すべきであるとか、幼稚園と保育園の差をなくすことを強く叫ばれた人もいた。

以上の意見に新たな一元化への道標がひめられていと思う。

参考までに兵庫県社協「保育問題研究委員会」の報告を紹介する

ふつう幼保の一元化をいう場合は次の四つの側面を意味している。
(1)、行政面での一元化、(2)、施設設備面での一元化、(3)、保育内容面での一元化、(4)、職員面での一元化。

一元論
(A)、長時間保育に統一する方式、現在の保育所の保育時間だけ、

全乳幼児を保育する方式である。

(B)、短時間保育に統一する方式。

現在の幼稚園程度の保育時間だけ、全乳幼児もしくは一定年令の幼児を保育する方式であり、長時間保育は認めないという方式である。

一元論のなかの二元論

(1)、居残り方式

短時間保育施設を中心にして、同一施設において午後の保育に欠ける児童のみを居残らせて保育する方式である。

(2)、早帰り方式

長時間保育施設を中心にして、午前中だけの保育でよい児童だけを早く帰らせる方式で、居残り方式の逆である。

(3)、長時間保育と短時間保育の並存方式

行政を一元化して、そのもとに長時間保育施設と短時間保育施設をいろいろな形で並存させる方式で、並存の仕方は同一地域内は二種の保育施設を別に設置する方法と、同一敷地内に建物を別々にする方法、同一敷地内の同一建物で保育をするか、クラスわけをしておく方法などが考えられる。

一元化としては、

(1)、文部省あるいは厚生省に一元化する方式、(2)児童省もしくは青少年省のような省を設けて一元化

する方式、(3)、保健、教育、福祉省のような省を設置してやる方式など、いずれも型のうえ考えたこととて、多様化した保育需用を充足することが出来るかどうかは慎重に検討することと考える。

幼保の問題については、外部的条件もさることながら、保育者の保育態度こそ最も重要である。

保育問題研究会の中でも取り上げられた保育所と幼稚園の相似化の傾向、これは地域社会のニードとして暗に認めるような意見があるが、このことは両者にとつてながい眼で見ればマイナスの要因であろう。

私は両者がその特性を發揮するところに、児童福祉の発展があり、幼児教育の進歩があると考える。従つて保育者が保育の道を探り、開拓してこそ解決の糸口が見られるのではなからうか？、この問題は幼保間の問題でなく社会の問題であり、地域住民の参加を得て始めて解決できるのであり、その参加を容易にするためには保育が地域住民のものであるという実感を定着させることが肝要である。

このことと護衛という保育をどのように調和させるかが一つの解決法ではなからうか。
(文責・梅雲保育園)

障害児保育

障害児保育研究会は、障害児保育の必須を前提とせず、関係者はそれぞれの立場から各種の問題を提起しながら討議を重ねて来た。

本稿は県保育会の要請による中間報告としてその要約をまとめ、これにかえさせていただきます。

——要約事項——(順序不同)

○ 憲法を始め、各法令との関連を含めて在宅障害児(以下：障害児：)の福祉にまつわる諸問題

○ 障害児保育の必要性と、その理由

○ 障害児保育が反対される根拠と具体的理由

○ 障害児が現実には差別されている問題

○ 児童福祉法第二十四条は、保育所入所基準の保育に欠ける対象にみなされていないようであるか？

○ 障害児はすべて保育所の対象になるのか(例：重度・年令差等の問題)

○ 職員にまつわる問題と特別保育室、設備等の諸問題

○ 障害児保育は、平等保育をさすのか

○ 障害児保育は、統合保育をさすのか

すのか

○ 障害児保育は、治療保育をさすのか

○ 保育所定員と障害児の比率の問題

○ 障害児の処遇にまつわるその他の問題

はじめにのべたとおり障害児保育の必須は前提になかったが、健康な児童とともに阿面の保育成果(実践例をふまえた報告は省略)が検討されだすと、はじめの原則がくずれだして障害児保育の必要性和制度化について、統合保育が前提になつたような錯覚を起し始めたのが委員会の現状です。ついで、まとめにはいり、厚生省が始めてとりあげた昭和四十九年度より実施予定の障害児保育の試案について、実態把握と分析をこころみましたが具体的な問題がしりつぼみで、国の施策の本意がつかめないままになっています。(文部省の幼稚園における障害児保育の問題は省略)残されて



いる課題、昭和四十八年十一月十七日、中央児童福祉審議会は、厚生大臣の諮問をうけて、審議して

いた中間答申で「当面推進すべき児童福祉対策について…心身障害

児の保育：」と同年十月八日、東京都児童福祉審議会が、美濃部知事に対し、意見を具申した「当面する保育問題について(特に保育所をめぐる問題について)：東京都における障害児保育のあり方：」の検討が予定されています。しかしこの問題は、結論を急ぐことをしないで長期にわたる展望の過程で、引き続き研究されるべき性質のものであります。まだまだ障害児を積極的に受け入れていこうという保育所が少ないのが現状です。それだけに国及び地方自治体の保育施策は、前向きで、積極的な配慮が期待されていることを銘記しておきます。

記しておきます。

(文責・浜田)

長時間保育

長時間保育の長時間とは何時から何時までを言うのか。

○ 保育園の一日の定時間保育を八時間とすればそれを越す保育時間を言うのか。

又定時間を九時間、十時間とした場合は何うか。

○ 保育園児一人一日の保育時間が定時間保育以上に亘つた場合を言うのか。

長時間保育

長時間保育の長時間とは何時から何時までを言うのか。

○ 保育園の一日の定時間保育を八時間とすればそれを越す保育時間を言うのか。

又定時間を九時間、十時間とした場合は何うか。

○ 保育園児一人一日の保育時間が定時間保育以上に亘つた場合を言うのか。

○ 長時間保育と時間外保育の違いと関連は。等々

この論議の原点から討議沸騰し、意見も分れるところが多かつた。

保育時間問題は、保育所運営の基幹の問題点であり、保育所が夫々に保在する地域社会のニードに適した方法をとっているので、先づ時間外保育の現況を把握し、児童、保育者、保護者の立場等、夫々の立場から見た定時間外保育のあり方を考察するため、この研究会で独自のアンケートを作成し、この現況資料を基に論点をまとめること意見が一致した。

既に県保育分科分を通じ、県下を四ブロックに分け、無差別抽出でアンケート用紙を配布し、現在八〇%以上の集計が終つた。

このアンケートの集計率は予期

以上に非常な好成績を収めることが出来た。

この長時間保育のあり方については既に広域に亘つて、種々な場で研究討議されているが、その地域に適した確たる方策が出ていないのである。

ここで我々神奈川県下の保育所としては、神奈川県民生部児童課刊行の「保育所運営の手引」を基に指導運営されているので、その一部を再掲してみると(最低基準)

「保育時間とは一日つき八時間を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、保育所長がこれを定める」

と非常に流動的に指示している。又(具体的内容)として

「長時間保育を無制限に行うことは好ましくない」

「職員の労働時間を考慮して、父兄に対して協力を求めることも必要である」

と具体的に指示している。この手引にある指示事項を元に、保育アンケートによる県下の保育現況を参考にして、長時間保育は如何にあるべきかを討議してゆきたい。

これと併せて土曜日の保育時間の現況と向後のあり方も大きな課題として研究討議したい。

藤沢市保育会の現況

藤沢は宿場町・門前町として発達し、さらに商業都市として特色をもつていますが、現在は住宅・観光・工業などの性格も加味されています。人口もこの十五年間に二倍の増加をしてみました。保育所も公私六ヶ所の施設きりであつたのが現在は十八ヶ所に増えてをります。社会状況の変化にともなつて保育を高めるためには、民間・公立をとわず意見や情報の交換の場をもつことが必要です。地区として園長会をもち、話し合いを続けてはいましたが、現在はそれを三回研修会を行つています。今年度は秋に「障害児保育について、保育者の心がまえ、健康管理」を主題としてそれぞれ専門の講師を招き講演をしていただきました。講師謝礼は今のところ市が負担してくれています。この他市で行つた要保育児実態調査の研究会メンバーには公私園長の代表が入つて協力し、昨年から計画され、発足した藤沢幼児問題研究会にも保育園側から公私園長代表及び保母会代表が参加しています。公私の保育園が同じ歩調で発展していくよ

組織化して、月一回必ず会合を開いて話し合い及び報告を行い、会員は各園長又は理事長で、市主管課の課長・係長を顧問として加わつていただいています。運営は会則をつくり、会長・副会長・会計・書記各一名監事二名をもつてあたり、会費を月々徴収して諸費用にあてています。保育所の新設が年々公私各一園される計画もあるため、会員は益々増え、活発な動きがみられることと思います。保育会の最近の動きとしては、市・園長会・保母会の共催で、

し、園児に使用させておりませう。時代の動きとともに、公立保育園に対する市民の要望も強く、それに対処するには、私も保母者もより勉強し、研究をしなければなりません。そこで現在は障害児保育研究会をもうけ、園長及び各園保母代表を委員として研究を続けています。又乳児保育所新設にあたり、この建物に対しての建築委員会を組織し、設計・構造・設備を充分検討して建設にあたつてもらいました。尚この建築委員会は、乳児保育所のための乳児保育カリキュラムの研究にまで進展しそれがある保育雑誌の依頼をうけて、一、二才児の保育計画を毎月発表して、読者の批判をうけるまでに急速な発展となつてきました

次に私どもの所属している市立保育園についてですが、長い間少い公立保育園で独自の運営がされてきたものも、施設が増えるごとに、市の施設として統一した見解をもち、内容も一貫したものでなければならぬことを考慮して、数年前から園だよりは各園より委員がでて編集をして保護者に配付し連絡帳なども市独自のものを作成

地域に「ひろば」を

横浜市教育問題協議第二次答申

横浜市教委からの諮問を受けた市教育問題協議会では諸事項のうち、①幼児教育、家庭教育について、幼児教育専門部会は大要のとおりまとめた。

- 近代社会において子どもの教育を保障する第一責任者は、親個人であり、家庭こそが、教育の基本的場所だとされており、それを補うものとして、幼稚園、保育園、学校などの教育施設において、専門職である教師が行なう教育が位置づけられている。家庭教育こそが教育の基本だといつても、その実態には、さまざまな問題が指摘されている。
- 一方従来、家庭教育の重要性を強調する論者の中では、暗々裡に「母親は子どものために家庭に「えれ」という考え方があつた。しかし働く母親が数多く存在している現象をも考慮しなければ、片手おちの論となる。
- 一、子どもの基礎的生活圏―地域に親たちが共同に学習、実践、行動する「ひろば」を育てる。
- 二、教育をめぐる「親のひろば」の中心となる家庭教育リーダーは

基本的には、親自身が「ひろば」のなかで作りあげるものである。三、家庭教育のありかたを問題提起するための資料作り、研究をする。四、乳幼児の権利保障を考慮するよう関係部局に働きかける。五、諸施策を実施するためのセンターとして乳幼児家庭教育センターを拡充し整備する。

なお幼児教育審議会については一方において生涯にわたる人間の教育を検討し、他面幼児の教育と福祉をめぐつてみられるさまざまな形の市行政を総合的に検討することを課題としている。

なおこの専門部会には東大教授持田栄一先生が幹事となり、公立の幼・保園長代表、市教委代表市民代表も参加し専門的な立場から、きわめて精力的に研究、討議が続けられている。



(横浜・藤田・報告)

川崎市保育会

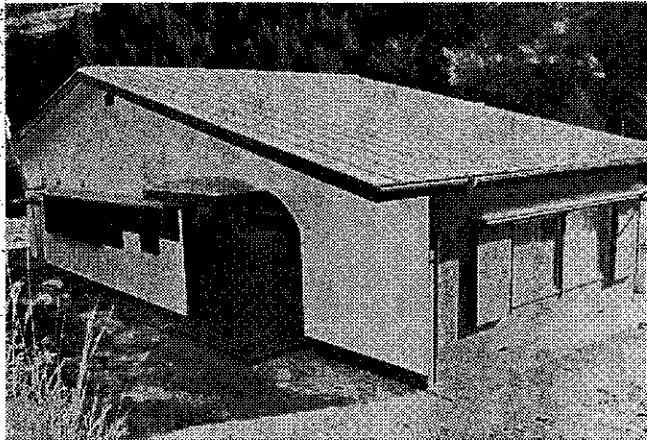
職員研修所落成

財団法人川崎市保育会(理事長奥村栄)は、山梨県南都留郡道志村に、川崎市民間保育所職員の研修、親睦、交流をもとに、明日への保育事業と社会福祉の増進に寄与する目的をもつて、建設を進めていたが、漸く昨年十二月二十六日落成をみた。そしてその名を芙蓉山荘とした。

落成当日は伊藤川崎市長をはじめ保育園長など社会福祉関係者三十数名を含め、道志村長並に地元役員など六十名余の祝賀者が集り、盛大な開所式となった。

道志村は山梨県の東南端、神奈川県境に位置し、丹沢山塊の下に道志川が延々二十八Kの溪谷美をつくり、六百米以上の高冷地で、年間平均気温十五、六度という山間地特有の涼風がある。

この溪谷清流はアユ、ヤマメの漁場として、関東一の釣場で有名である。又四方を囲む広大な山野は野生植物も非常に豊富で、市街地の公署から離れて、緑の自然の下に日頃の疲れた心身をいやす憩の場として最高の適地である。



この研修所の規模、利用方法は次の通りで、多勢の県下福祉関係者のご利用を歓迎します。

- 宿泊定員——二〇名
- 設備——研修室一、和室(六帖)三、和室(四帖半)二、浴室二、調理室一、管理入室一
- 利用目的——園長研修会、保育

研修会、職員、園児リクリエーション等。

○利用者——川崎市育保会職員及家族、県内(横浜市を除く)民間保育所職員及家族、県内福祉事業従事者

○利用申込——利用日の十日前迄に、予納金三百円をそえて申込のこと。予約は電話にて可。

○宿泊料——一泊食事別
市保育会職員家族五百円
県内保育所職員家族六百円
その他福祉事業従事者七百円
小学生三百円

保育者附添の園児 一五〇円

宿泊料には食事代は含まれないが自炊設備があり、又附近の民宿に食事依頼が出来ます。

○申込先——
川崎市保育会事務センター(川崎市川崎区大島町四一)一、川崎市社協内)
電話〇四四—二四四—三五六三

雑感 !!

異常乾燥注意報の続いた一月のある朝、寒気の中でのあわただしい仕度の最中「きようは、つめの検査があるかな。」と我家の一人娘が、つぶやきながら一生懸命何やらやっている。そのうち、ほほを紅潮させ緊張の面さめやらぬ顔で「できた、できた。」と大声をあげ「ママ、ちよつと見てよ。」と両手を私の前につき出した。何と両手のつめを自分のはさみできれいにしたのだ。そして「左手はきれいにできるのに右手はむずかしいなあ。」「どうして大人は、両方とも上手にできるのかな。」と言うのだ。生まれて初めて自分のつめを工夫しつつ切り、そしてむずかじさも体験し、少しずつ自己に関心をもち一歩一歩成長していく、そんな様子を見て、ちよつと昨年の今頃、学校へ勤務して子供どもの一挙手一動に関心を払う余裕のなかつた時「ママ、山本先生は、はさみの名人だよ。」と言つて、それまでいくら教えても使えなかつたはさみの正しい使い方を保育園で教わつてきて包み紙や広告をきれいに切つてみせてくれた時のことを思い

出した。それ以来我家では「はさみと山本先生。」はきつてもきれいな関係になつてゐる。個人では教えないことを集団は習得させてくれるし、幼子にとつて保育園の先生は「神様でも名人」でもあるのである。多くの子を教える立場から一人の子を育てる立場になり「育てる、教える」両面を受け持たれてゐる保育園の先生方の御苦労が、どーんと胸に伝わってくる昨今です。先生方の御努力に感謝し、今後の御健闘をお祈りいたします。

みどりの家愛児園父母の会

小早川のぞみ



期待はずれの四九年度

— 国 家 予 算 —

自然増とインフレ後追!!

地価や木材の暴騰をトップに生活諸物資の値上りが国民の生活をおびやかす、インフレ・ムードの内、昭和四十九年度国家予算は石油危機に関心が奪われたかたちで、きびしい緊縮財政のなかで、十二月二十九日政府案が決定した。

保育所の一般生活費20%増は要求どおり認められたものの、諸物価高騰の昨今、「焼石に水」、でないか、という不満は残る。さて保育所関係予算についてみると(総予算額は省略)

保育所措置費関係

社会福祉施設共通の項目では民間施設給与等改善費は定期昇給財源分として1%増で、従来の六・五%が七・五%(人件費分は六・五%)となり、社会保険事業主負担金は〇・七七%増で九・九九%となっている。

庁費は三万四千円となり事業費は一般生活費となり二〇%増、児童探暖費は二〇〇%増となっているが、これは本年度十二月から増額となつたものである。

指導福祉費は有給休暇、病欠及

び研修等の代替職員費として、保母等直接処遇職員について年間六日分(単価二、一六〇円)となっている。

非常勤保母費は各施設とも一時増となつたため、六〇人以下施設は六時間、六一人以上施設は三時間分となり一時間当り賃金は二七〇円(産休代替保母賃金二、一六〇円の八分の一の額である)なお調理員等非常勤職員賃金は一、七五〇円の三〇〇日分となる。

以上が社会福祉施設共通のもので、四才児二五人に保母一人の二年計画はついに零査定であり、わずかに乳児保育特別対策の人員増と小規模保育所の箇所数の増がそれぞれ要求どおり実現をみたのみである。

さて、新年度四月頃からの物価がケタはずれの暴騰ともなればせつかくの予算増も実質的な予算減となる。

なお当初の計画であつた「費目統合」は新年度において実施をみるものと予測されており、その施行にあつては多くの問題点をのこ

している。さらに残された問題を五十年保育予算運動に向けてたゆみない運動を続けるための組織の強化を図りたい。

(横浜・藤田)

(3ページより)

障害児も通常児と同様な保育に欠ける条件が必要である。しかし障害児を持つ母親には子供を受け入れる真の保護者としての力がないといつても過言ではない。このため子供が適応化という「治療保育」を過程するのと並行して母親もカウセリングを行なうのである。ましてや障害児を持つ家庭では母親の就労は不可能に近い。市長に権限委譲されている措置権に該当しなければ県知事承認事項の適用を望むものである。なお、当相模原市では可能な限り弾力的運用をはかつて下さる事を報告しておきたい。

先程「治療保育」という言葉を使用したのが、抵抗がある方が多いとおもわれる。ある人から教育という立場を教えられ、治療保育は平等の立場からは差別につながり易いと指摘された。

現在「教育」とは広義に解釈され、使われるようになった。しかし幼児議論に見られる通り保育所の教育は一般化されていない。一方平井信義氏や日名子太郎氏

を待つまでもなく、治療保育という概念は古くから存在した。子供が集団で安定し成長するためにキートンワークやグループワークという方法を使い分けている事は意識しようとしまいとあたり前のことである。治療という単語は医学用語として多く使われていることは事実であるが、広く社会福祉の中に身体的な部門と人格を扱う部門があり、相互にチームワークが必要なことはいうまでもない。治療の大きな部分は現象処理である。保育所は幼ない人間を日委託を受け複雑な社会構造から生ずる種々の現象を処理していることにはかならない。そしてその積み重ねが福祉という概念になるのである。成長期にある生き生きした子供達を適応させるには、生きた治療保育が必要であり、これが保育の技術につながるのである。

障害児を園で受け入れる純粹の気持はヒューマニズムである。しかし日常の保育は人道主義的のありみではなりたい。動機はヒューマニズムであつてもいつまでも事務室や保育者の横において犠牲やお客さま扱いではその子供への真の福祉につながらないし、永續はしめない。

民間社会福祉施設は転機に立つた、世論は公立施設を望み保育園も公立のそれが軒なみに増加した。財源を公費でまかなつて民間はその当事者である役所に公私格差は正を訴える変な形が常態化して来た。それは本末転倒であり、公立施設に追隨する以外の何ものでもない。そもそも福祉の芽は民間が育ててきた。民間のメリットは弾力性、先駆性にあつた筈である、措置費体系の中の施設は行政のレールの中でそのメリットを失つてしまつた。行政は役所にまかせ民間独自の道を切り開くべきである。福祉を先取りした民間を取り戻し、その事業を役所に買わせるだけの意識と力を持ちたいものだ。保育所の長時間保育、夜間保育、学童保育、乳児保育等と共に障害児保育を位置づけたい。しかしそれは保護者の権利意識に迎合することなく真の民間福祉の行方を模索しようとするのである

昭和四十八年四月から当法人では本園に障害児保育室を設けた、未だその功罪を講ずる段階ではないのでここでは省略したが、新年度はさらに定員を増やす計画を立てている。

障害児保育が単なるヒューマニズムで終わらないよう努力を続けたものである。

すこやか保育園
園長 松岡 俊彦